

利益説の再検討 —スミスの第1原則を端緒として—

1

報告の背景・意図

- 課税を考えるに当たって、古くから、利益説（や応益原則）は能力説とともに主要な考え方であった。
- 特に地方税に関しては、（大学の教科書でさえも）脊髄反射のように利益説や応益原則が特定の課税制度の正当化に用いられる。
 - 地方税は応益原則に従うので....
 - 均等割は望ましい
 - 比例税率にすべき
 - 控除額は国税より小さくあるべき
- 少し立ち止まって（脊髄反射を止めて）利益説について若干深く考察する価値はあるのではないか。

2

利益説と大学教科書での扱い

3

利益説

- 英語表記
 - benefit theory; benefit approach; benefit principle
 - Theory-approach-principleの違い?
- 日本の教科書はどのように解説しているか
 - 根拠論（課税根拠）：どうして課税できるのか?
 - 配分論（負担配分）：どのように負担を配分するのか?
- 根拠論としての利益説
 - 国家が便益（利益）を提供してくれるから、その対価として税を支払う（国家は課税できる）
 - 単に「利益説」という表現をとる教科書が多い
 - 根拠論には触れない教科書も多い。
- 配分論としての利益説
 - 国家から得られる便益に従って、その原資である費用を負担する（納税する）
 - 「配分論」ではなく「原則論」という表記する教科書もある（小林1992）
 - 単に「利益説」とする教科書もあるが、「租税利益説」としたり、「応益原則」、「交換説」,

4

日本の教科書はどのように解説しているのか

- 1990年から直近（2019年6月）まで出版された「財政学」の学部教科書94冊。
- 受講する授業が違くと説明が異なる可能性がある。学生が共通の認識・理解をするのは難しいのではないか？
 - 必ずしも利益説が扱われている訳ではない（13冊は議論せず）。
 - 利益説が扱われていても、根拠論は議論されていない（42冊）か、配分論と明確に区別されず議論されている（10冊）。
 - 配分論に関して利益説が議論される場合、「利益説」という言葉ではなく「応益原則」という言葉のみ利用される場合がある（23冊）。橋本(2014)：「利益説とは・・・課税の根拠に関する考えであり、応益原則は・・・税負担配分の原則です」
 - 上記のような使い分けには、執筆者のバックグラウンド（出身校、アプローチなど）が関係？
- 詳しい計数はとっていないが（次回に報告）、地方財政と絡めて議論され、詳しい検証もなく、「地方税は利益説（応益原則）に従うべき」という言説をとる教科書が目につく。
- 英語圏の書籍には「根拠論」と「負担論」を分離して議論するという作法が見られない？
 - Seligman, E. R. A., 1908. Progressive taxation in theory and practice. Publication of the American Economic Association 9(1/2), 7-222.
 - Musgrave, R.A., 1959. *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*. New York: McGraw-Hill Book Company, Inc.

	教科書
根拠論と配分論の双方を議論	恒松(1991), 小林(1992), 高木(1993), 和田(1995)-詳しい説明なし, 吉田(1996), 大淵・大淵(1998), 遠藤(1998)-詳しい解説なし, 能勢(1998), 中井(2002), 林(2002), 速水(2003), 吉田(2005), 青木(2005), 吉田(2006), 高木・大浜(2007), 角野(2007)-利益税, 応益税という言葉, 神野(2007), 持田(2009), 野村(2011), 林(2013), 野村(2014), 橋本(2014), 関口(2015)*, 玉岡(2015), 関野(2016)*, 小西(2017)***, 楠谷(2018)*, 鈴木・橋本(2019)*, 林(2019)*, 佐藤・関口(2019)
根拠論と配分論を区別せず	遠藤(1992)-詳しい解説なし, 菅(1993), 川崎(1995), 菊池(1999), 今西(2000)-詳しい解説なし, 横田・盛岡(2000), 室山(2008), 鶴田(2009)-配分論としての利益説の言及無し, 小林(2015), 土居(2017)*, 前村(2019)
配分論のみ	本間(1990), 古田(1990), 池上(1990)*, 小林(1990), 伊多波(1993), 矢野(1993), 菅(1993), 山田(1994), 今西(1995), 宮島(1995), 和田(1995), 小林(1996), 米原(1997)*, 遠藤(1998)*, 尾上(1998), 星野(2001)-詳しい解説なし, 菊池(2002), 貝塚(2003), 加藤(2003)*, 川瀬(2004)*, 上村(2005), 柳原(2007), 小野島(2007), 逸見(2007), 入谷(2008), 釣・宮崎(2009)*, 馬場(2009), 佐藤(2010)*, 上村(2013), 井堀(2013), 西村・宮崎(2013)*, 西村(2013)*, 吉田(2015)***, 小塩(2016)*, 諸富(2016)*, 原田(2016), 山重(2016)*, 赤木(2016), 青木(2016)*, 八塩(2017)*, 鈴木(2018)*, 諸富(2019)*
利益説や応益原則の議論なし	吉田(1998)-スミス4原則の言及あり, 一河(2000), 沼尾(2001)-スミス4原則の説明あり, 吉田(2001)-スミス4原則の言及あり, 井堀・土居(2001), 井堀(2005)-スミス4原則・地方財政で応益原則に言及, 内山(2006)-スミス4原則の言及あり, 井堀(2008, 2009)-地方財政で応益原則に言及, 井堀(2013)-スミス4原則の言及あり, 仲林(2015), 浅羽(2016)-スミス4原則・地方財政での応益原則(応益性)の言及あり, 兼子(2018), 内山(2019)-地方財政で応益原則に言及

*配分論としての利益説という言葉の代わりに「応益原則」のみを用いている = 利益説という言葉を利用していない。 **「応益負担」と表記。 ***「応益課税」と表記。

税負担配分としての2つ利益説 (応益原則)

- Classical view of benefit-based taxation (旧利益説)
 - スミスの第1原則
 - Benefit as ability: Ability is proportional to benefit
 - 「保護説 (protection theory)」とも呼ばれる (Seligman 1908)
 - 日本の教科書では扱っていないものも少なくない(後述)
- Modern view of benefit-based taxation (新利益説)
 - ヴィクセル＝リンダールの公共財負担論
 - Benefit as willing to pay
 - 日本の教科書ではこちらの利益説のみを説明している場合がすくなくない [リンダール機構とリンダール解(均衡)として詳しく説明される] →後述.

7

スミスの第1原則

- The subjects of every state ought to contribute towards the support of government, as nearly as possible, **in proportion to their respective abilities**; that is, **in proportion to the revenue which they respectively enjoy under the protection of the state**. The expense of government to the individuals of a great nation, is like the expense of management of the joint tenants of a great estate, who are obliged to contribute in proportion to their respective interests in the estate. In the observation or neglect of this maximum consists, what is called **the equality or inequality of taxation**. (emphasis added)
- 「それぞれの能力, つまり, 国家の庇護の下にある収入に比例して納税する」.
- 日本では「公平性の原則」(たまに「平等性の原則」)と呼ばれる
 - 当時は「誰にとっても平等な税は比例税」という大まかな合意があったらしい (Seligman 1908)
 - 「これは既にアリストテレスが唱えたものである」大淵三洋『租税の基本原則とアメリカ租税論の展開』論評社, 1992
- 当時, 想定されていた課税標準は
 - 資産 (池上 1990)
 - 地租, 家屋税 (速水 2003)

8

日本の教科書はスミスの課税原則をどう扱っているのか？

- 触れてもいない（24冊）
- 単なる言及か4原則の羅列（22冊）

	教科書
紹介していない	板多波(1993), 菅(1994), 宮島(1995), 一河(2000), 菊池(2002), 逸見(2007), 井堀(2008, 2009), 釣・宮崎(2009), 佐藤(2010), 西村・宮崎(2013), 西村(2013), 仲林(2015), 吉田(2015), 小塩(2016), 諸富(2016), 原田(2016), 山重(2016), 八塩(2017), 土居(2017), 兼子(2018), 鈴木(2018), 内山(2019), 諸富(2019),
単なる言及のみ（内容までは議論なし, 4原則の羅列含む）	古田(1990), 山田(1994), 能勢(1998), 吉田(1998), 今西(2000), 加藤(2003), 川瀬(2004), 井堀(2005, 2013, 2013), 上村(2005), 内山(2006), 高木・大浜(2007), 角野(2007), 室山(2008), 入谷(2008), 馬場(2009), 野村(2011), 上村(2013), 菊池(2016), 青木(2016), 浅羽(2016), 佐藤・関口(2019)

9

第1原則は利益説に基づくのか

- 日本の教科書：スミスの第1原則は必ずしも「利益説」とされていない
 - 利益説と能力説の混合：小林(1990), 小林(1992), 西村(1993), 今西(1995), 菊池(1999), 横田・盛岡(2000), 沼尾(2001), 貝塚(2003), 小野島(2007), 室山(2008), 上村(2013)-利益説に近い, 林(2013), 赤木(2016).
 - スミスの4原則には触れるが, 敢えて利益説や能力説の議論をしていないものもある.
- 日本の専門書
 - 「能力説であるか或いは利益説であるかの問題を巡って議論されるのが普通」花路隆蔵『財政思想史(古典編)』千倉書房, 1954.
 - 「これ(利益説か能力説か, 比例税主義か累進税主義か)については, いろいろの意見がすでに提示されてきている」大矢圭一『イギリス財政思想史』ミネルヴァ書房, 1968.
 - 「各人の能力に比例して, 各人が国家より享受する収入の程度に見出すのであるから能力説を主張しているという見解が支配的である」坂入長太郎『財政思想史』酒井書店, 1979.
- 海外の研究
 - Adam Smith has been claimed as a defender both of the benefit and of the faculty theory, both of the proportional and of the progressive doctrine. ... A careful consideration of the general trend of his ideas must convince us that Adam Smith held in the main to the benefit theory and proportional taxation. (A)lthough he uses the word "ability" he immediately goes on to explain that taxation should be proportioned to the benefits received in the way of income. (Seligman 1908).

10

応益(支払い意思額)と所得水準

11

利益説と能力説は二項対立なのか

- リンダールによる議論だけを紹介し、スミスの議論を詳しく紹介していない教科書からは、利益説（応益負担）は能力説（応能負担）と対立するかのような印象を得る。
- 「能力（所得・資産？）に応じて受ける便益は変わる」という発想のもとでは、必ずしも対立しない。
- リンダールも、スミスの考えの背後にあるものの同様のことを指摘している。

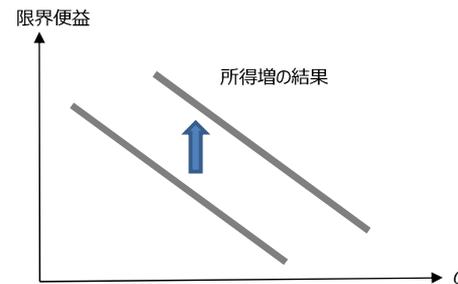
- Lindahl, E., 1928/1967. Some controversial questions in the theory of taxation. (translated by E. Henderson from German) In: Musgrave, R.A., Peacock., (Eds.) *Classics in the Theory of Public Finance* (McMillan, London), pp. 214-232.

Taxation is also a case of distributing common costs. The public expenditures which are to be financed by taxes cannot be specified for each individual; they represent services which benefit all citizens or at least a majority of them. Public expenditures are costs common to the satisfaction of certain needs of the members of society. We have seen that ***the money value of these satisfactions is not equal for all, but is conditioned by factors the most important of which — objective advantage and economic capacity — have a certain positive correlation with income. By and large these values rise with higher income.***
(Page 221)

12

消費者理論における所得効果

- ある財が正常財（所得効果が正）であれば、当該財の支払い意思額（Willingness to pay）は所得が大きくなるほど、大きくなる。
- 支払い意思額は限界便益（限界代替率）であるから、所得が大きいほど（限界的に）受け取る便益も大きくなる。
- 従って、公共財から受け取る便益も所得が高い者ほど高くなり、公共財負担率（税率）も所得が高くなるほど大きくなるのでは？



実証分析: 公共財需要における所得効果

- 公共財が正常財（所得効果が正）であれば、当該財の支払い意思額（限界便益）は所得が大きくなるほど大きくなる。
- 支払い意思額（Willingness to pay） = 限界便益（限界代替率） = 逆需要関数
- 実証分析
 - 國光洋二, 2007, 「農村親水公園における住民評価額と利用頻度の関連性」『地域学研究』37(3), 803-816.
 - 渡辺亮, 坂田祥子, 丸山敦史, 菊池眞夫, 2004, 「都市公園に対する選好と経済価値—横浜市三ツ池公園を事例として」『千葉大園芸学』58, 51-58.
 - Tyllianakis, E., Skuras, D., 2016. The income elasticity of Willingness-To-Pay (WTP) revisited: A meta-analysis of studies for restoring Good Ecological Status (GES) of water bodies under the Water Framework Directive (WFD). Journal of Environmental Management 182, 531-541.

國光洋二, 2007, 「農村親水公園における住民評価額と利用頻度の関連性」『地域学研究』37(3), 803-816.

- CVMを利用した支払い意思額の推定
- 所得水準は有意に支払い意思額を上げている。

変数候補	内容	平均	標準偏差
L	農村親水公園から居住地までの距離 (km)	1.77	1.82
個人属性			
Income	年間総所得 (万円/年)	540	386
Age	40歳未満=1, 40歳以上=0	0.17	0.38
Family	同居家族数 (人)	3.71	1.72
Participation	共同作業への参加経験 (あり=1, なし=0)	0.35	0.48
Importance	農村景観が重要だと思うか否か (yes=1, no=0)	0.27	0.44
農村公園の属性			
Scale	公園面積 (m ²)	17,123	24,937
Amuse	滑り台設置の有無 (yes=1, no=0)	0.67	0.47
Building	活性化施設設置の有無 (yes=1, no=0)	0.36	0.48
立地条件 (市町村の地域類型区分)			
SUA	都市的地域=1, 他=0	0.14	0.36
HA	中間地域=1, 他=0	0.17	0.38
MA	山間地域=1, 他=0	0.16	0.37

説明変数	G3 (高頻度利用)			G2 (中頻度利用)			G1 (低頻度利用)			G0 (非利用)			全データによる場合		
	係数	t-値	p-値	係数	t-値	p-値	係数	t-値	p-値	係数	t-値	p-値	係数	t-値	p-値
WTP 関数															
Constant	14.963	5.45	0.00	12.853	4.82	0.00	11.506	6.14	0.00	12.284	7.24	0.00	11.946	11.84	0.00
Distance	0.015	0.13	0.90	0.040	0.73	0.46	-0.013	-0.86	0.39	-0.023	-0.95	0.34	-0.032	-2.45	0.01
Income	0.001	2.93	0.00	0.001	2.64	0.01	0.001	2.57	0.01	0.001	3.22	0.00	0.001	5.59	0.00
Age < 40	-0.673	-1.75	0.08	0.087	0.33	0.74	-0.595	-3.22	0.00	-0.338	-1.94	0.05	-0.399	-3.73	0.00
Family	-0.009	-0.11	0.92	-0.142	-1.84	0.07	0.076	1.75	0.08	0.110	2.48	0.01	0.068	2.62	0.01
Proposed Price (B)	-1.930	-5.64	0.00	-1.654	-4.89	0.00	-1.555	-6.14	0.00	-1.757	-7.53	0.00	-1.639	-11.99	0.00
データ数			259			399			835			1,294			2,787
対数尤度値			-364			-552			-1,074			-1,643			-3,707
χ^2 of 0 slope			65.9**			133.5**			324.0**			391.9**			888.4**
の中率 (ECP)			0.38			0.46			0.50			0.50			0.48

10

渡辺亮, 坂田祥子, 丸山敦史, 菊池眞夫, 2004, 「都市公園に対する選好と経済価値—横浜市三ツ池公園を事例として」『千葉大園芸学』58, 51-58.

- CVMを利用した支払い意思額の推定
- 所得水準は有意に支払い意思額を上げている。

項目	%	項目	%
性別			
男	60.1	年間世帯所得	
女	39.9	500万円以下	12.0
年齢階層			
10代	0.43	501万-700万円	37.8
20代	14.2	701万-900万円	20.6
30代	23.2	901万-1,500万円	14.2
40代	21.0	1,501万円以上	15.5
50代	18.0	利用回数	
60代	16.7	初めて	3.00
70歳以上	6.44	2回以上	97.0
職業			
会社員・自営業	49.4	主な利用目的	
主婦	37.3	家族との遊樂	17.1
その他	13.3	デート	2.48
世帯員数			
1人	7.30	散歩	38.4
2人	19.3	取っつぶし	4.21
3人	24.0	敷地内施設の利用	11.1
4人	27.9	運動	10.9
5人	16.7	遊び	6.93
6人	4.72	その他	8.91

変数	Tobit		OLS
	係数	回帰	回帰係数
Log (所得)	0.526 (3.639)	60.74	58.18 (3.636)
年齢	0.0419 (7.989)	4.835	4.46 (8.763)
徒歩自転車	-0.9457 (-5.126)	-109.2	-58.66 (-2.999)
目的その他	0.5731 (2.806)	66.17	67.28 (2.972)
横浜市	-0.5381 (-3.334)	-62.14	-34.66 (-2.073)
評価第一主成分	-0.2462 (-5.160)	-28.43	-26.31 (-5.389)
評価第二主成分	0.1671 (2.879)	19.3	12.52 (2.112)
評価第三主成分	0.2054 (3.381)	23.72	27.52 (4.316)
主婦	0.9730 (6.497)	112.4	64.40 (4.167)
定数	-7.1510 (-5.421)	-825.7	-750.08 (-5.404)
対数尤度	-1223.80		—
相関係数の二乗値	0.5047		—
決定係数	—		0.4727
標本数	233		193

注: Tobitモデルの回帰係数は、標準化係数に標準誤差を乗じたもの。

() 内はt値を表す。すべての係数は1%水準で統計的に有意である。

Tyllianakis, E., Skuras, D., 2016. The income elasticity of Willingness-To-Pay (WTP) revisited: A meta-analysis of studies for restoring Good Ecological Status (GES) of water bodies under the Water Framework Directive (WFD). *Journal of Environmental Management* 182, 531-541.

- EUのWFDのもとでの河川や湖などの水質向上にかかる支払い意思額の推定
- メタ分析による所得の効果の推定

Estimation results for the best set model of WTP including all study design variables.

Dependent = WTP		Dependent = ln(WTP)	
Constant	17.786 (44.657)	Constant	1.155 (1.153)
Income	0.522 (0.760)	Ln(Income)	0.646 (0.293)**
WFD	23.107 (41.428)	WFD	0.581 (0.096)
NON-USERS	-32.570 (39.080)	NON-USERS	-0.464 (0.609)
G-TO-VG	33.459 (33.037)	G-TO-VG	0.814 (0.550)
VEHICLE	38.310 34.77468	VEHICLE	0.704 (0.545)
EUROZONE	-32.6244 31.40867	EUROZONE	-0.653 (0.508)
F(6,6) = 1.35		F(6,6) = 3.33	
Prob > F = 0.3628		Prob > F = 0.0843*	
Constant	3.762 (23.188)	Constant	-0.080 (0.771)
GDP/CA	1.345 (0.449)***	Ln(GDP/CA)	1.057 (0.194)***
WFD	17.2902 (11.983)	WFD	0.500 (0.239)**
NON-USERS	-12.047 (12.695)	NON-USERS	-0.270 (0.244)
G-TO-VG	-0.579 (13.249)	G-TO-VG	0.065 (0.268)
VEHICLE	14.762 (14.501)	VEHICLE	0.338 (0.278)
EUROZONE	-1.381 (11.458)	EUROZONE	0.102 (0.230)
F(6,25) = 1.84		F(6,25) = 5.70	
Prob > F = 0.1322		Prob > F = 0.002	

Note: Numbers in parentheses are standard errors. One, two and three asterisks stand for significance at the 10%, 5% and 1% respectively.

Meta-regression estimation results of log WTP as dependent and alternative log income variables as independent: Log to log functional form.

Log-log Models	Best set			Average relevant set		
	Coefficient	s.e.	t	Coefficient	s.e.	t
Income	0.785**	0.330	2.38	0.837**	0.344	2.43
WFD	-0.248	0.572	-0.43	-0.179	0.597	-0.30
Constant	1.542	1.143	1.35	1.378	1.194	1.15
F(2,10)	3.03	-	-	3.08	-	-
Adjusted R ²	26.28%	-	-	26.34%	-	-
GDP/CA	1.031***	0.184	5.59	1.036***	0.176	5.87
WFD	0.580**	0.215	2.69	0.409*	0.205	1.99
Constant	-0.099	0.624	-0.16	0.098	0.597	0.17
F(2,29)	16.73%	-	-	17.49	-	-
Adjusted R ²	51.68%	-	-	52.75%	-	-
GDP/CA-PPP	1.646***	0.381	4.32	1.651***	0.367	4.49
WFD	0.736***	0.257	2.87	0.567**	0.247	2.29
Constant	-2.224*	1.285	-1.73	-2.028	1.239	-1.64
F(2,9)	10.17	-	-	10.27	-	-
Adjusted R ²	37.93%	-	-	38.18%	-	-
HINC/CA	1.057***	0.170	6.21	1.061***	0.162	6.55
WFD	0.529*	0.201	2.63	0.355*	0.191	1.86
Constant	0.301	0.502	0.60	0.503	0.478	1.05
F(2,9)	57.53	-	-	21.75	-	-
Adjusted R ²	20.52%	-	-	58.78%	-	-
HINC/CA-PPP	1.656	0.276	5.99	1.662***	0.264	6.30
WFD	0.558	0.206	2.70	0.386*	0.197	1.96
Constant	-1.365	0.789	-1.73	-1.166	0.753	-1.55
F(2,9)	19.10	-	-	20.07	-	-
Adjusted R ²	55.12%	-	-	56.27%	-	-
HDINC/CA	1.074***	0.235	4.56	1.089***	0.225	4.84
WFD	0.488**	0.234	2.08	0.316	0.224	1.41
Constant	0.369	0.660	0.56	0.543	0.631	0.86
F(2,29)	11.31	-	-	11.92	-	-
Adjusted R ²	41.38%	-	-	42.55%	-	-
HDINC/CA-PPP	1.397***	0.274	5.09	1.352***	0.272	4.96
WFD	0.594**	0.227	2.62	0.410*	0.225	1.82
Constant	-0.491	0.758	-0.65	-0.155	0.753	-0.21
F(2,29)	13.94	-	-	21.48	-	-
Adjusted R ²	46.94%	-	-	43.65%	-	-

Note: one, two and three asterisks stand for significance at the 10%, 5% and 1% respectively.

17

消費者理論を用いた若干の分析1

利益論：リンダール再論

リンダール機構

- 政府は個人 i ($i = 1, 2, \dots, N$) に公共財の支出に対する負担率 θ_i を提示し、当該個人はその負担率のもとで消費したいの公共財の水準 G_i を表明する。
 - 彼の私的財消費を x_i とすると、彼の効用関数は $u(x_i, G_i)$ となる。一方で、公共財の価格を $p=1$ 、彼の所得を M_i とすると、予算制約は $M_i = x_i + \theta_i G_i$ となる。したがって、最適化問題とそこから得られる一階の条件は以下のようなになる。

$$\max_{x_i, G_i} \{u(x_i, G_i) | M_i = x_i + \theta_i G_i\} \Rightarrow \theta_i = \frac{\partial u(x_i, G_i) / \partial G_i}{\partial u(x_i, G_i) / \partial x_i}$$

負担率は限界便益(限界代替率)に等しい。

- ここから次の公共財への需要関数(表明額)を導出できる。

$$G_i = D(\theta_i, M_i)$$
- 次に政府は各個人の G_i が等しくなるように、各個人の負担率 θ_i を調整する。
 - 政府の調整の結果、各人の望む数量が全て同一になり、公共財の性質により同様の公共財 G^* が各人によって消費され、 θ_i は費用負担のシェアなので次の2つの等式が成立する。

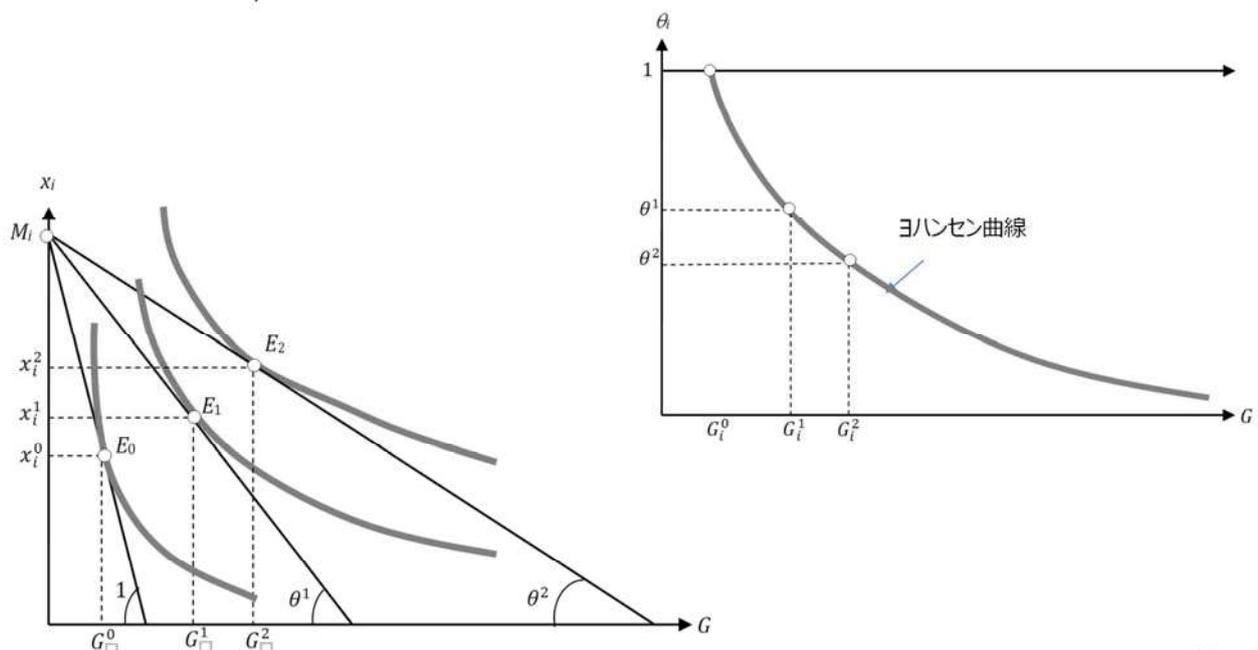
$$G^* = D(\theta_1, M_1) = D(\theta_2, M_2) = \dots = D(\theta_N, M_N), \quad \sum_{i=1}^N \theta_i = 1$$

- この結果得られる、各個人共通の公共財水準 G^* はパレート最適な水準 G^* である。一階の条件を足し上げて、 G^* で評価すると以下を得る。

$$\sum_{i=1}^N \theta_i = \sum_{i=1}^N \frac{\partial u(x_i, G_i) / \partial G_i}{\partial u(x_i, G_i) / \partial x_i} \Leftrightarrow 1 = \sum_{i=1}^N \frac{\partial u(x_i, G_i) / \partial G_i}{\partial u(x_i, G_i) / \partial x_i}$$

ヨハンセン曲線

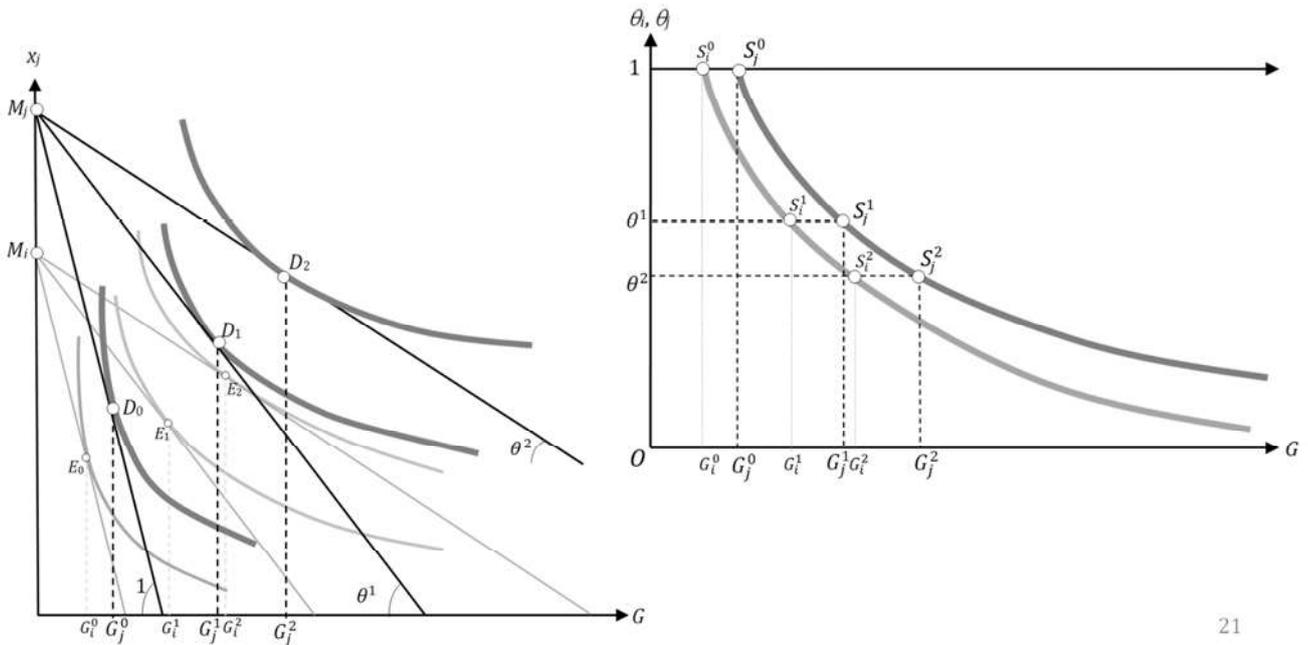
- Johansen, L., 1963, Some notes on the Lindahl theory of determination of public expenditures, International Economic Review 4, 346-358.



所得効果

- ヨハンセン曲線のシフト：

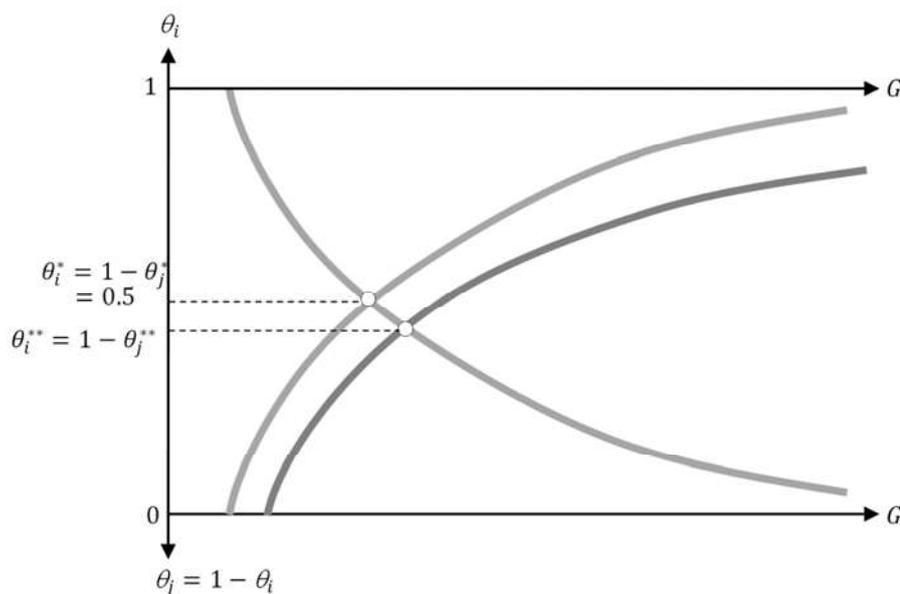
公共財が正常財である場合($\partial D(\theta_i p, M_i) / \partial M_i > 0$)，所得が増加すると，ヨハンセン曲線は右側にシフトする。



21

リンダール解と所得

- リンダール解では所得が高いほど，シェア θ_i が高くなる。
- 所得に占める税の割合(平均税率) $\theta_i G / M_i$ はどうなるのか？



22

リンダール税は累進的になりえるか？

- 個人*i*の公共財の需要関数

$$G_i = D(\theta_i, M_i)$$

- 個人*i*の平均税率

$$m_i(M_i) \equiv \frac{\theta_i(M_i) \cdot D(\theta_i(M_i), M_i)}{M_i}$$

- 均衡では負担率 θ_i は所得の関数となる（後述）ため表現 $\theta_i = \theta_i(M_i)$ を用いている。
- 所得の変化に対する平均税率の変化(**)

$$\frac{dm_i}{dM_i} = \frac{\theta_i G}{M_i^2} \cdot \left[-(1 + \epsilon_{G\theta_i}) \frac{d\theta_i}{dM_i} \frac{M_i}{\theta_i} + \epsilon_{GM_i} - 1 \right]$$

- 所得水準に対する公共財需要の応答度（公共財の所得弾力性）

$$\epsilon_{GM_i} \equiv \frac{\partial D_i}{\partial M_i} \frac{M_i}{G}$$

- 負担率に対する公共財需要の応答度（公共財の負担率弾力性）

$$\epsilon_{G\theta_i} \equiv \frac{\partial D_i}{\partial \theta_i} \frac{\theta_i}{G}$$

23

リンダール解における負担の累進性: 2人(*i, j*)経済の場合

- 均衡条件

$$\theta_i + \theta_j = 1$$

$$D(\theta_i, M_i) = D(\theta_j, M_j)$$

- 上記の2つの等式を全微分。

$$d\theta_j = -d\theta_i$$

$$\frac{\partial D_i}{\partial \theta_i} d\theta_i + \frac{\partial D_i}{\partial M_i} dM_i = \frac{\partial D_j}{\partial \theta_j} d\theta_j$$

- これらをまとめると以下の表現を得る。

$$\frac{d\theta_i}{dM_i} \frac{M_i}{\theta_i} = - \frac{\epsilon_{GM_i}}{\epsilon_{G\theta_i} + \theta_i / (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}}$$

- これは、リンダール解における個人*i*の負担率の所得に対する弾力性であるが、これを(**)に代入してまとめると、以下の表現を得る。

$$\frac{M_i^2}{\theta_i G} \frac{dm_i}{dM_i} = \left(\frac{1 - \theta_i / (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}}{-\epsilon_{G\theta_i} - \theta_i / (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}} \right) \epsilon_{GM_i} - 1$$

24

リンダール解における負担の累進性: N人経済の場合

- 均衡条件

$$\sum_{i=1}^N \theta_i = 1, \quad D(\theta_i, M_i) = D(\theta_j, M_j) \quad \forall j \neq i$$

- 上記の2つの等式を全微分.

$$\sum_{j \neq i} d\theta_j = -d\theta_i, \quad \frac{\partial D_i}{\partial \theta_i} d\theta_i + \frac{\partial D_i}{\partial M_i} dM_i = \frac{\partial D_j}{\partial \theta_j} d\theta_j \quad \forall j \neq i$$

- これらをまとめると以下の表現を得る.

$$\frac{d\theta_i}{dM_i} \frac{M_i}{\theta_i} = - \frac{\epsilon_{GM_i}}{\epsilon_{G\theta_i} + \theta_i / \sum_{j \neq i} (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}}$$

- これは、リンダール解における個人*i*の負担率の所得に対する弾力性であるが、これを(**)に代入してまとめると以下の表現を得る.

$$\frac{M_i^2}{\theta_i G} \frac{dm_i}{dM_i} = \left(\frac{1 - \theta_i / \sum_{j \neq i} (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}}{-\epsilon_{G\theta_i} - \theta_i / \sum_{j \neq i} (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}} \right) \epsilon_{GM_i} - 1$$

- ここでNの数が十分大きければ $\theta_i / \sum_{j \neq i} (\partial D_j / \partial \theta_j)^{-1}$ はゼロに近づくので、上記の表現は以下ようになる.

$$\frac{M_i^2}{\theta_i G} \frac{dm_i}{dM_i} = \frac{\epsilon_{GM_i}}{-\epsilon_{G\theta_i}} - 1$$

リンダール解：まとめ

- 累進度は公共財需要の所得に対する反応(ϵ_{GM_i})および負担率に対する反応($\epsilon_{G\theta_i}$)の相対的な大きさに依存する.

所得に対する反応が

- 相対的に大きければ税負担は累進的になる.
- 相対的に小さければ税負担は逆進的になる.
- 同一であれば比例税になる.

- 実証分析

- 次スライド

- 参考文献

- Kovenock, D., Sadka, E., 1981. Progression under the benefit approach to the theory of taxation. *Economics Letters* 8, 95-99.
- Snow, A., Warren, R.S., Jr, 1983. Tax progression in Lindahl equilibrium. *Economics Letters* 12, 319-326.

Borcherding, T.E., Deacon, R.T., 1972. The Demand for the services of non-federal governments. American Economic Review 62(5), 891-901.

- Data: Aggregated state-level data in 1962
- Spending on a variety of public expenditures

	Parameter Estimates		Parameter	
	$\hat{\eta}$ price elasticity (3)	$\hat{\delta}$ income elasticity (4)	$\hat{\eta}$ price elasticity (3)	$\hat{\delta}$ income elasticity (4)
Local Education group 1 ($\beta = .7281$)	-1.1596 .3398	.8093 .1701	-1.1276 .3043	.9385 .1633
group 2 ($\beta = .7899$)	-1.9018 .7048	.9522 .2706	-1.2193 .5295	1.0422 .1901
Higher Education ($\beta = .6449$)	- .1671 .7801	.2950 .4307	.0122 .6078	.6886 .3479
Highways group 1 ($\beta = .2104$)	2.3958 2.3592	-.0183 .2698	.5864 2.0991	.1033 .2891
group 2 ($\beta = .2647$)	.4761 .9154	.3008 .2322	-.1752 .8960	.5354 .2420
Health-Hospitals ($\beta = .5677$)	-1.1283 .5713	.4970 .2245	-1.1234 .5581	.1575 .3010
Police ($\beta = .7947$)	-.9001 .3597	1.2136 .1370	-.9691 .3176	.8154 .1666
Fire ($\beta = .7487$)	-.3203 .5068	1.6156 .2040	-.3543 .4364	.8799 .2605
Sewers-Sanitation group 1 ($\beta = .2775$)	-1.4945 2.5564	.7326 .8113	-.8626 2.4923	.0421 .9055
group 2 ($\beta = .4175$)	-4.6576 1.6068	2.0059 .4481	-3.2450 1.8554	1.5646 .5376
Parks-Recreation group 1 ($\beta = .3489$)	-.4958 1.3683	2.7359 .4311	-.4958 1.3683	2.7359 .4311
group 2 ($\beta = .4485$)	.4143 1.9103	1.2889 .6042	-.1765 1.8171	.4902 .8646

27

Bergstrom, T.C., Rubinfeld, D.L., Shapiro, P., 1982. Micro-based estimates of demand functions for local school expenditures. Econometrica 50(5), 1183-1205.

- Data: A survey of 200 I individuals in Michigan selected randomly immediately after the November, 1978 election
- Spending on local public school system

TABLE II
DEMAND ELASTICITIES

Variable	Elasticities (Std. error)			
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4
Income	0.83 (0.74)	0.64 (0.40)	0.49 (0.34)	0.38 (0.34)
Tax price	-0.57 (0.54)	-0.39 (0.26)	-0.41 (0.30)	-0.43 (0.36)

28

Binet, M-E., 2013. The linear expenditure system and the demand for municipal public services: The median voter specification revisited. *Urban Studies* 50(9) 1689–17033.

- Data: 109 French municipalities with more than 50,000 population in 2005.
- Total municipal expenditures per capita

Table 4. Comparison of income and price elasticities of demand estimated with the different specifications

	<i>Specification</i>	<i>LES</i>	<i>NLES</i>	<i>Standard</i>
Price elasticity	Mean	-0.72	-0.90	-0.22
	Minimum	-1.14	-1.44	-0.36
	Maximum	-0.10	-0.42	-0.064
Income elasticity	Mean	0.69	0.68	0.18
	Minimum	0.32	-1.92	0.08
	Maximum	2.32	1.01	0.62

消費者理論を用いた若干の分析1

利益説：スミスの第1原則再論

Weinzierl (2018) による定式化

- ワインズィール（ヴァインツィール？）による研究
 - Weinzierl, M., 2018. Revisiting the classical view of benefit-based taxation. *Economic Journal* 128, F37-F64.
- 標準的な最適所得論のモデルにスミスのアイディアを取り込み，リンダール解の文脈で議論．
- 最善解が比例税になる可能性を示す．
- 公共財の便益
 - 能力 = 賃金 w_i が公共財から影響を受けると仮定する．

$$w_i = w(a_i, G)$$

- a_i : 公共部門の活動から影響を受けない所得稼得「能力」
- G : 個人の「能力」を向上させる = 人的資本蓄積に正の影響を与える公共財

31

Weinzierl (2018) による定式化

- 私的財消費 x_i と余暇 l_i を引数とする以下の効用関数 $u(x_i, l_i)$ を考える．ここでは，負担率 τ_i のもとで個人が最適と考える公共財の数量 G_i が表明されるとする．時間賦存量を H ，収入を $M_i \equiv w_i \cdot (H - l_i)$ とすると，予算制約から財の消費量は $x_i = M_i - \tau_i G_i$ ，余暇消費は $l_i = H - M_i/w_i$ となり，目的関数 = 効用関数(*)は以下のように表現できる．

$$u\left(M_i - \tau_i G_i, H - \frac{M_i}{w(a_i, G)}\right)$$

- (*)を最大化する一階の条件は以下のとおり．

$$M_i: w(a_i, G_i) = \frac{\partial u / \partial l_i}{\partial u / \partial x_i}, \quad G_i: \tau_i \frac{\partial u / \partial x_i}{\partial u / \partial l_i} = \frac{M_i}{[w(a_i, G_i)]^2} \frac{\partial w}{\partial G_i}$$

- これら2つから以下の表現(**)を得る．

$$\frac{\tau_i G_i}{M_i} = \epsilon_{wG_i}(a_i, G_i)$$

- ただし右辺は，賃金の公共財弾力性(公共財の数量に応じてどれだけ能力が変化する度合い)である．

$$\epsilon_{wG_i}(a_i, G_i) \equiv \frac{\partial w}{\partial G_i} \frac{G_i}{w(a_i, G_i)}$$

32

Weinzierl (2018) による定式化

- 表現(**)はリンダール解($G_i = G^*$)でも成立する(τ_i もリンダール解を与える値)から、それは以下のリンダール解における所得に占める納税額(平均税率)を表すみませんことになる。

$$\frac{\tau_i G^*}{M_i} = \epsilon_{wG_i}(a_i, G^*)$$

- 平均税率は賃金の公共財弾力性(公共財の数量に応じて能力が向上する度合い)に等しい。
- 限界的に公共財からより多く便益をうけている者が高い平均税率を支払う(応益設計)。

- $w(a_i, G)$ が分離可能である場合：

$$w(a_i, G) \equiv h(a_i)g(G) \Rightarrow \epsilon_{wG_i} = h(a_i)g'(G) \frac{G}{h(a_i)g(G)} \Rightarrow \epsilon_{wG}(G) \equiv g'(G) \frac{G}{g(G)}$$

- ϵ_{wG} が全員共通の値をとる公共財の量のみ依存するので、平均税率は同一になる。

$$\frac{\tau_i G^*}{M_i} = \epsilon_{wG}(G^*)$$

33

賃金(能力)への効果をどう捉えるか

- 限界生産原則(要素市場が完全競争的)。

$$w_i = \frac{\partial F(a_i, L, K, G)}{\partial L}$$

- 賃金率は労働(L)の限界生産に等しい。
- 公共サービス(G)も生産に正の効果を与えることを想定→尤もらしい。

- $F(a_i, L, K, G)$ がコブ・ダグラス型である場合：

$$F(a_i, L, K, G) = h(a_i)L^\alpha K^\beta G^\gamma$$

$$w_i = \frac{\partial F(a_i, L, K, G)}{\partial L} = \alpha h(a_i)L^{\alpha-1} K^\beta G^\gamma$$

$$\Rightarrow \epsilon_{wG_i} = \alpha \gamma h(a_i)L^{\alpha-1} K^\beta G^{\gamma-1} \frac{G}{\alpha h(a_i)L^{\alpha-1} K^\beta G^\gamma} = \gamma$$

- $\epsilon_{wG} = \gamma$ となり、平均税率はどの個人も γ となる。

34

その他関連する利益説の現代的展開の可能性

保険説と無知のベール(更に考察要- NOT COMPLETE)

35

保険説 (insurance theory)

- 保険説(insurance theory/insurance-premium theory)
 - 国家は個人の生命や財産を保護し、公共の安寧を保持している。いわば国家は保険会社であり、国民は被保険者のようなものである。このように考えると、国民が国家に支払う税は被保険者が保険会社に支払う保険料として考えることが出来る。
- チェーレ (Thiers)を契機にしてフランスで保険説的言説が盛んに議論された。
 - ただし、保険説的な考えはチェーレ以前から存在した。
- 保険説のエッセンスは旧利益説と変わらないと考えて良い。
 - 実際、Seligman (1908, page 79)は、(旧)利益説を「保険説」のフレーズを用いて解説している。→次のスライド

36

Seligman (1908, page 79)による 旧利益説の解説

- The old doctrine of taxation was that of benefits. It held that taxes must stand in a definite relation to the advantages derived by the individual citizen. Since protection was generally regarded as the chief function of the state, the conclusion was drawn that taxes must be adjusted to the protection afforded. Taxes were looked upon as premium of insurance which individuals paid to the collective insurance company – the state – in order to enjoy their possessions in peace and security.
- The natural conclusion from this doctrine was proportionality of taxation. The larger a man's property or income, the greater are the benefits that accrue to him from the protection of the state. An insurance company fixes its premiums in exact proportion to the value of the property; for the value of the property determines the extent of the risk. So in the same way the state must charge for its activities and exertions, proportioning each charge to the amount of its efforts, and measuring the expenditure of the effort by the exact amount of the property or the income protected. The logically necessary outcome of this theory was declared to be the proportional taxation of all property of income.
- This conclusion, however, was first modified and then openly attacked.

37

グスタフ・ファウヴェオの保険説

- グスタフ・ファウヴェオ(Gustave Fauveau, 1834-?)による問いの新しい点
 - 租税負担の配分が利益説に従う場合に、当該負担は支払い能力を反映すべきだろうか？
- 数理モデルを用いて当時(19世紀)の保険説を分析。
 - 数理モデルを用いて保険数理的にフェアな保険料 = 税率を算定。
 - 当該税率は、国が提供する保険サービスに対して国民が支払っても良いと見做している税率とみなされる。
 - 高所得者は低所得者よりも高い便益を得ていることを示し、その結果、税体系は累進的になることを示す。
- Fauveauの問いの新しい点
 - 租税負担の配分が利益説に従う場合に、当該負担は支払い能力を反映すべきだろうか？
 - 単なる保護説的な国のサービスだけでなく、公教育、公共施設、学術振興などからのサービスも想定した議論
- 参考: Silvant, C., 2010. Gustave Fauveau's contribution to fiscal theory. *European Journal of the History of Economic Thought* 17(4), 813-835.

38

再分配と利益説

- 再分配国家と保険論的な利益説
 - アダム・スミス, リンダール, ファウヴォの時代の国家歳出は再分配的ではなかった.
 - 現在の税収の大部分は再分配的歳出に費やされている. そのような現代国家の機能を利益説で説明できるのか?
 - 多くの日本の教科書は「できない」と議論
 - 典型的な表記「社会保障支出を説明できないことは利益説の弱点」
- 無知のベール(veil of ignorance)
 - 無知のベールでの再分配制度の選択問題として考えれば, 保険説の考えを再分配的歳出(福祉的歳出)に援用できる
 - Harsanyi, J.C., (1955) Cardinal welfare, individualistic ethics, and interpersonal comparison of utility. *Journal of Political Economy* 63(4), 309-321.
 - 塩野谷祐一 (1997) 「社会保障と道徳原理」『季刊社会保障研究』春号, 426-435.
 - Atkinson, A., 1987. Income Maintenance and Social insurance. In: Auerbach, A., Feldstein, M., (Eds.) *Handbook of Public Economics* 1.2, North Holland.
 - Atkinson and Stiglitz (1980) の第11章

39

無知のベール

- 無知のベール
 - 個々の個人が将来どうなるかは分かっているが, 自分がそれら個人のうちのどの個人になるかが分からない状態.
 - 従って, 無知のベールの中では, 自分が社会において実際に不遇な地位に置かれる場合があること, つまり, そのようになるリスクにさらされている.
- 社会制度の基本構造を定める道徳原理 (Rawls 1972)
 - 人々は自分の将来的利益を合理的に追求することは許されるが, 自分の個人的アイデンティティーは一切考慮してはならない (公平性の要請) .
 - つまり, 人々が道徳的な判断をするためには, 自分の社会的・経済的地位, 自然的資質, 能力, 知性, 体力, 健康状態, 好み, 目的, 関心, 性, 年齢, 自分が属する国, 自体, 文明などの情報に基づいて判断することはない.
 - 無知のベールはこのような道徳的要請を可能とする擬制.
- 無知のベール下での保険理論的考察は以下の社会厚生関数をもつ最適課税論的考察と同値になる.
 - ロールズ: 「maxmin原理」
 - ハーサニイ: 「功利主義 = ベンサム型」
- 最適課税論 = 能力説に基づいた考察と見做されている.

40

地方財政と利益説/応益原則 (更に 考察要-NOT COMPLETE)

41

地方税に関してしばしば聞かれる主張

- 地方税は応益原則に従うので...
 - 均等税(poll tax)が望ましい
 - 比例税率にすべき
 - 控除額は国税より小さくあるべき, など
- 注意すべき事
 - 同じ数量の公共財を消費すれば同一の便益をすることを(暗黙裏に)前提としている議論もある。
 - もちろん, 同じ数量の公共財を消費していても, 必ずしも同一の便益を得ている訳ではない.
 - 地方の歳出の使われ方はどうか。
 - アングロサクソンの基礎自治体のような公共財的なサービスか?
 - 日本のように再分配的な歳出が大部分を占めているのか?

42

均等税とティブー分住(Tiebout sorting)

- 足による投票
 - 様々な(地方)公共財水準と税率の組み合わせをもつ多数の地方政府がある世界
 - そのような地方間を自由に移動できる場合、人々は自分にとってもっとも望ましい地方を選び居住する
 - 当該居住によって公共財に対する自己の選好が表明されることになる（顕示選好の問題の解決）。
- 移住均衡の特徴 = ティブー分住
 - 特定の地方内の住民は同一の選好をもつ者（公共財の限界代替率が等しい者）から構成される。
 - 効用関数が等しいならば選好の違いは所得に依存するため、この地方は等しい所得を有する住民から構成される。
 - 結果、公共財の負担は等分負担となる。
 - オーツの分権化定理もティブー分住を通じて達成される。
- この世界では地方内部には同一の個人しか存在しないため税は実質的に均等割（労働供給が固定されている場合）もしくは比例税（労働供給が可変である場合）となるが、後者の場合でも納税額は全て同じになる。
- ティブー分住が成立しない場合、応益原則でも均等税を正当化することは難しい。

43

比例税率

- スミスの第1原則を中心とした議論（ワインズィールによる現代版を含む）と親和的
 - スミスの議論は「国家」による「財産等の保護」が主たる公共財のサービス
 - ワインズィールの議論は賃金率を向上させる（人的資本を蓄積させる）ような公共財サービスを前提
 - 日本の実際の地方歳出と比較し、これらの議論を援用できるのか？
- リンダールによる新利益説は必ずしも比例税率につながらない
 - 公共財需要の所得への反応と価格への反応との相対的な大きさによっては、累進税率になる。
- アングロサクソン型の地方と異なり、日本のように再分配的な歳出を行っている地方でも利益説/応益原則は適用可能なのか
 - 税を保険料として考えると比例税になるのか？

44

国税より低い控除額(平均累進度)

- 国税より低い控除額 = 国税より低い累進度・高い比例度
 - 所得が控除される場合，限界税率が比例税であっても，平均税率で測った税体系は累進的になる。
 - 所得控除額を下げると税体系は累進税からより比例税へと近づく
- 国より累進度を低くする理由は存在するのか
 - 新利益説ではリンダール税は，公共財需要の所得弾力性と価格弾力性の相対的な大きさ依存して累進度が決定される。
 - 国による公共財と地方による公共財で，これらパラメータが異なるというエビデンスはあるのか。

45

今後の予定

- 「地方税は応益原則に従うべき」という主張に関する教科書の解説および実際の政策的言説の整理と批判的吟味
- 今回の議論を前提とした更なる吟味
- 今回十分考察できなかった保険説および無知のベールを前提とした利益説的展開の更なる吟味と，それらを用いた地方税に関する応益原則的命題の考察

46

対象教科書

- ・青木一郎, 2016『財政学 [改訂第2版]』学文社
- ・青木宗明, 2005「租税論」In: 金澤史男 (編)『財政学』有斐閣, pp. 90-112.
- ・赤木博文, 2016『財政学の基礎』多賀出版
- ・浅羽隆史, 2016『入門財政学—日本の財政のしくみと理念 [新版]』同友館
- ・池上惇, 1990『財政学—現代財政システムの総合的解明』岩波書店
- ・伊多波良雄, 1993「租税の経済分析」浅井勇, 入谷純 (編著)『現代財政の基礎』八千代出版, pp. 131-154.
- ・一河秀洋, 2000『財政学 [第5次改訂]』学陽書房
- ・逸見良隆, 2007『財政の経済理論—貨幣経済における財政理論 [増補・改定2007年度版]』成蹊堂
- ・井堀利宏, 2005『財政学 [改訂版]』放送大学教育振興会
- ・井堀利宏, 2008『財政』岩波書店
- ・井堀利宏, 2009『要説: 日本の財政・税制 [3訂版]』税理経理協会
- ・井堀利宏, 2013『財政学 [第4版]』新世社
- ・井堀利宏, 2013『演習財政学 [第2版]』新世社
- ・井堀利宏, 土居丈朗, 2001『財政読本 [第6版]』東洋経済新報社
- ・今西芳治, 1995「租税の基礎理論」大野吉輝 (編著)『財政学』八千代出版, pp. 77-94.
- ・今西芳治, 2000『財政の理論と実際』勁草書房
- ・入谷純, 2008『財政学入門 [第2版]』日本経済新聞出版社
- ・上村敏之, 2005『はじめて学ぶ国と地方の財政学』日本評論社
- ・上村敏之, 2013『コンパクト財政学 [第2版]』新世社
- ・内山昭, 2006「補章: 財政学の基礎知識」In: 内山昭 (編)『現代の財政』税務経理協会, 231-246.
- ・遠藤三郎, 1992『公共の財政理論』昭和堂
- ・遠藤三郎, 1998『現代の財政理論』ナカニシヤ出版
- ・大淵利雄, 大淵三洋, 1998『現代財政の理論』学文社
- ・尾上征英, 1998「租税」池田勝彦, 尾上征英, 竹原憲雄 (執筆分担)『レクチャー財政学 [改訂版]』法政出版
- ・小塩隆士, 2016『コア・テキスト財政学 [第2版]』新世社
- ・小野島真, 2007「租税」In: 星野泉, 小野島真 (編著)『現代財政論』学陽書房, pp. 55-90.
- ・貝塚啓明, 2003『財政学 [第3版]』東京大学出版会
- ・加藤和久, 2003『財政学講義—政府部門の経済分析』
- ・角野浩, 2007『財政学』同友館

47

- ・兼子良雄 (編著) 2018『財政学』税務経理協会
- ・川崎昭典, 1995『財政学』弘文堂
- ・川瀬雄也, 2004『現代財政学の基礎』新評論
- ・菊池威, 1999「租税」In: 大浦一郎, 菊池威, 江川雅司, 高橋晴天『財政学 [改訂版]』文眞堂, pp. 113-139.
- ・菊池裕幸, 2016「財政思想—財政学の歩み」In: 植田和弘, 諸富徹 (編)『テキストブック現代財政学』有斐閣, pp. 330-55.
- ・菊池裕子, 2002「租税理論の展開」水谷守男, 小川清, 内野順雄 (編)『財政』勁草書房, pp. 85-106.
- ・楠谷清, 2018「租税の原則と日本の税制」In: 楠谷清, 藪下武司, 川又祐, 斎藤英明『財政学入門』八千代出版, pp. 63-
- ・栗田但馬, 曹端林, 2019「日本の財政システム(1) — 一般会計の支出と収入」In: 内山昭 (編著)『財政とは何か [改訂版]』税務経理協会, pp. 37-52,
- ・小西左千夫, 2017『財政学』日本評論社
- ・小林威, 1990「租税の一般理論」In: 大川政三, 池田浩太郎, 佐藤博, 小林威 (共著)『財政学—現代財政の理論と政策』春秋社, pp. 135-170.
- ・小林威, 2015「租税の基礎理論」In: 望月正光, 篠原正博, 栗林隆, 半谷俊彦 (編著)『財政学 [第4版]』創世社, pp. 97-131.
- ・小林里次, 1996「公共欲望の充足」In: 小林里次, 吉田克己, 大淵三洋, 大淵崇人, 若本浩一 (執筆分担)『財政の経済学』高文堂出版社, pp. 28-43.
- ・佐藤進, 関口浩, 2019『新版財政学入門』同文館出版
- ・佐藤主光, 2010『財政学』放送大学教育振興会
- ・神野直彦, 2007『財政学 [改訂版]』有斐閣
- ・菅寿一, 1993「租税の基礎理論」西村久, 水谷守男 (編)『入門現代財政』晃洋書房, pp. 119-146.
- ・菅寿一, 1994「租税」米原淳七郎, 佐川良和 (編)『財政』有信堂, pp.75-
- ・鈴木将覚, 2018「租税の基礎理論」In: 麻生良文 小黒一正 鈴木将覚, 2018『財政学15講』新世社, pp. 87-124.
- ・鈴木善充, 橋本恭之, 2019「租税の理論」In: 本間正明, 岩本康志 (著者代表)『財政論』培風館, pp. 111-134.
- ・関口智, 2015「租税の理論」In: 池上岳彦 (編)『現代財政を学ぶ』有斐閣, pp. 102-120.
- ・高林喜久夫, 2002「地方財政」橋本徹, 山本栄一, 林宜嗣, 中井英雄, 高林喜久夫 (2002)『基本財政学 [第4版]』有斐閣, pp. 221-258.
- ・玉岡雅之, 2015「日本の税体系—課税の根拠と税の分類」In: 林宏昭, 玉岡雅之, 桑原美香 (執筆分担)『入門財政学 [第2版]』中央経済社, pp. 91-112.
- ・玉岡雅之, 2015「現代の租税原則と公平性—租税原則 (1)」In: 林宏昭, 玉岡雅之, 桑原美香 (執筆分担)『入門財政学 [第2版]』中央経済社, pp. 113-132.
- ・恒松制治, 1991『新訂 財政学の知識』ぎょうせい
- ・釣雅雄, 宮崎智視, 2009『グラフィック財政学』新世社
- ・鶴田廣己, 2009「租税の基礎理論」In: 重森暁, 鶴田廣己, 植田和弘 (編)『Basic 現代財政学 [第3版]』有斐閣, pp.
- ・土居丈朗, 2017『入門財政学』日本評論社

48

- 中井英雄, 2002「租税の意義と原則」橋本徹, 山本栄一, 林宜嗣, 中井英雄, 高林喜久夫, 2002『基本財政学 [第4版]』有斐閣, pp. 103-120.
- 中井英雄, 1994「地方財政の役割」山田雅俊, 中井英雄, 岩根徹, 林宏昭 (共著)『財政学』pp. 93-122.
- 仲林真子, 2015『財政学と公共経済学はじめの一步』八千代出版
- 西村久, 1993,「財政学の生成と財政思想の発展」西村久, 水谷守男 (編)『入門現代財政』晃洋書房, pp. 1-34.
- 西村幸浩, 宮崎智視, 2013『財政のエッセンス』有斐閣
- 西村幸浩, 2013『財政学入門』新世社
- 沼尾波子, 2001「財政学の形成と展開」片桐昭泰, 吉田義宏, 兼村高文, 星野泉 (編著)『財政学』税務経理協会, pp. 23-32.
- 能勢哲也, 1998『現代財政学 [補訂版]』有斐閣
- 野村容康, 2011「租税システム」八巻節夫 (編著)『改訂新財政学』文眞堂, pp. 64-93.
- 野村容康, 2014「現代の租税理論」In: 片桐正俊 (編著)『財政学 [第3版]— 転換期の日本財政』東洋経済新報社, pp. 189-212.
- 沼尾波子, 2001「財政学の形成と展開」片桐昭泰, 吉田義宏, 兼村高文, 星野泉 (編著)『財政学』税務経理協会, pp. 23-32.
- 能勢哲也, 1998『現代財政学 [補訂版]』有斐閣
- 野村容康, 2011「租税システム」八巻節夫 (編著)『改訂新財政学』文眞堂, pp. 64-93.
- 野村容康, 2014「現代の租税理論」In: 片桐正俊 (編著)『財政学 [第3版]— 転換期の日本財政』東洋経済新報社, pp. 189-212.
- 橋下恭之, 2014『入門財政』税務経理協会
- 馬場義久, 2009「税を徴収される」横山彰, 馬場義久, 堀場勇夫, 2009『現代財政学』有斐閣, pp. 83-122.
- 林建久, 2002『財政学講義 [第3版]』東京大学出版会
- 林宏昭, 2019『日本の税制と財政』中央経済社
- 林宜嗣, 2013『財政学 [第3版]』新世社
- 速水昇, 2003『要説財政学 [第三版]』学文社
- 原田禎夫, 2016「税の理論」In: 伊多波良雄, 川浦昭彦, 原田禎夫, 2016『基礎から学ぶ財政学』晃洋書房, pp.
- 星野泉, 2001「租税原則」片桐昭泰, 吉田義宏, 兼村高文, 星野泉 (編著)『財政学』税務経理協会, pp. 59-70.
- 本間正明 (編著) 1990『ゼミナール現代財政入門』日本経済新聞社
- 前村昌健, 2019「租税の基礎理論」In: 池宮城秀正 (編著)『財政学』ミネルヴァ書房, pp. 73-90.
- 宮島洋, 1995「租税体系」In: 貝塚啓明, 宮島洋 (共著)『財政学』放送大学教育振興会, pp. 75-84.
- 室山義正, 2008『財政学』ミネルヴァ書房
- 持田信樹, 2009『財政学』東京大学出版会
- 諸富徹, 2016「租税の基礎理論—租税とは何か」植田和弘, 諸富徹 (編)『テキストブック現代財政学』有斐閣, pp. 171-186.
- 諸富徹, 2019『財政と現代の経済社会』放送大学教育振興会
- 八塩裕之, 2017「労働と税金」In: 赤井伸郎 (編)『実践財政学』有斐閣, pp. 244-276.

49

- 柳原光芳, 2007「課税の理論」In: 竹内信二 (編著)『スタンダード財政学 [第2版]』中央経済社, pp. 117-130.
- 山重慎二, 2016『財政学』中央経済社
- 山田雅俊, 1994「租税の理論」山田雅俊, 中井英雄, 岩根徹, 林宏昭 (共著)『財政学』pp. 153-174.
- 山田雅俊, 1994「経済構造の変化と税制改革」山田雅俊, 中井英雄, 岩根徹, 林宏昭 (共著)『財政学』pp. 175-201.
- 矢野秀利, 1993「日本の税制—制度と問題点」浅井勇, 入谷純 (編著)『現代財政の基礎』八千代出版, pp. 131-154.
- 横田信武, 盛岡一憲, 2000『財政学講義』中央経済社
- 吉田和夫, 1998「財政システム」In: 吉田和夫, 林宜嗣, 神野直彦, 飯野靖四, 井堀利宏, 小西左千夫『財政システム』有斐閣, pp. 1-82,
- 吉田克己, 1996「租税論」In: 小林里次, 吉田克己, 大淵三洋, 大淵崇人, 岩本浩一 (執筆分担)『財政の経済学』高文堂出版社, pp. 45-78.
- 吉田克己, 2005『現代財政の理論』八千代出版
- 吉田克己, 2006「租税論」In: 片桐昭泰, 兼村高文, 星野泉 (編著)『現在の財政—改革の視点』税務経理協会, pp. 55-68.
- 吉田震太郎, 2001『現代財政入門』第2版, 同文館
- 吉田浩, 2015「租税制度とその効果」In: 畑農鋭矢, 林正義, 吉田浩 (執筆分担)『財政学をつかむ [新版]』有斐閣, pp. 189-250.
- 米原淳七郎, 1997『はじめての財政学』有斐閣
- 和田八束, 1995『財政学要論 [改定新版]』文眞堂

50